

被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

現 行		改 正 後	
被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱		被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱	
第1～第9 [略]		第1～第9 [略]	
<p>附 則 この要綱は、平成24年3月2日から施行し、平成23年11月21日以降の事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月25日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。</p>		<p>附 則 この要綱は、平成24年3月2日から施行し、平成23年11月21日以降の事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月25日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成30年5月16日から施行し、この要綱による改正後の被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以降の予算に係る補助金から適用する。</u></p>	
別表第1（第3関係）		別表第1（第3関係）	
内 容	補 助 対 象 経 費	補 助 額	補 助 額
1 安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組	(1) 安心・安全な教育環境の整備に向けた取組に要する経費 放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実 等	定 額	補助対象経費に補助率(0.8)を乗じた範囲内の額 <u>(千円未満切捨て)</u>
	(2) 生徒が安心して学べる環境の整備に向けた取組に要する経費 生徒募集、進路・就職指導、入学・進学・就職に関する説明会・相談会の開催、関連情報の発信機能強化などきめ細かな支援 等		
2 地域の安全・安心を確保するための取組	(3) 教育活動の継続に向けた取組に要する経費 実習・インターンシップ等の継続実施に必要な支援 等		ただし、1(1) <u>(放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実に係る取組に限る。)</u> 、 <u>(4)及び2に掲げる取組については、上記補助率を乗算しない。</u>
	(4) 学校の教育活動を通じた周辺地域の復興への貢献等を図るための取組に要する経費 専修学校・各種学校で修得した知識・技術等を活用した教職員・生徒による復興支援活動（複数校との連携による実施も可。）		
2 地域の安全・安心を確保するための取組	(1) 放射線の知識・測定の実務・装置の操作・データ分析の能力等を習得する教育講座等の提供（当該校及び県内他校の生徒・教職員、地元住民、自治体職員等を対象）に要する経費		
	(2) 放射線計測関係機器の導入による地元の市		

	<p>町村、住民、企業等からの依頼に対し、土壌・水質等の検査及び情報提供に要する経費</p> <p>(3) 自治体・医療機関・放射性研究機関等との連携等に必要な放射線機器の共同利用（医療・放射線関係の教育活動を行う学校を対象）に要する経費</p>			<p>町村、住民、企業等からの依頼に対し、土壌・水質等の検査及び情報提供に要する経費</p> <p>(3) 自治体・医療機関・放射性研究機関等との連携等に必要な放射線機器の共同利用（医療・放射線関係の教育活動を行う学校を対象）に要する経費</p>	
<p>ただし、岩手県・宮城県・福島県以外から復興支援活動に参加・協力する教職員・生徒に係る旅費については、所要経費の1/2を上限とする。</p>			<p>ただし、岩手県・宮城県・福島県以外から復興支援活動に参加・協力する教職員・生徒に係る旅費については、所要経費の1/2を上限とする。</p>		
<p>別表第2 [略]</p>			<p>別表第2 [略]</p>		

<p>摘要</p>	<p>改正箇所は、下線のとおりである。</p>
-----------	-------------------------

